

ALG & Associates Newsletter about Thailand

2023 May.
Vol.7
5月

1. 今月の法律アップデート 2. 税務情報に関する自動情報交換制度に関して緊急勅令を制定

Topic 1

今月の法律アップデート

今月に発布されたビジネス関連法律は、以下の通りです。※

法令名	通達日	適用日
税務目的の国際間協定を遵守するための情報交換に関する緊急勅令 (2. に掲載)	2023/3/30	2023/3/31
所得税に関する歳入局長通達 (第 433 号) 主題: 温室効果ガス削減事業を行う法人に対する所得税免除に関する条件	2023/4/10	2023/3/20

※調査対象は、歳入局、投資委員会 (BOI)、関税局、財務省、タイ工業団地公団 (IEAT)、入国管理局、労働省、商務省、内務省 (ビジネス関連のみ)、タイ中銀、デジタル経済社会省を範囲としております。

Topic 2

税務情報に関する自動情報交換制度に関して緊急勅令を制定

タイ政府は、2023年3月30日、税務目的の国際間協定を遵守するための情報交換に関する仏歴2566年 (2023年) 緊急勅令を発行しました (2023年3月31日から施行)。この緊急勅令により、要求に応じた情報交換と自動情報交換、さらに歳入局による権限や違反の場合の罰則が定められました。この緊急勅令は、国際的な租税回避を防止する税源浸食と利益移転 (BEPS) への行動計画に沿って、締結がすすめられた税務行政執行共助条約 (MAC) に基づくもので、タイ政府も2021年12月22日に署名しています。

タイ歳入局は、今後、2023年9月までに、共通報告基準 (Common Reporting Standard、CRS) に基づく他の国・地域との2022年度の金融口座情報の自動交換も開始する予定とのことです。

また、移転価格税制文書の一つである、国別報告書 (Country by Country Report、CbCR) については、自動情報交換制度が有効に実施されるまでは、タイの現地法人が別途タイ歳入局に提出する義務がありましたが、本緊急勅令により自動情報交換制度がタイと日本でも実施されることとなりますので、今後は、タイの現地法人により別途国別報告書をタイ歳入局に提出する義務はなくなります。

執筆弁護士

取扱分野

タイ労働法・タイ関税法・日タイ税務・
国際税務・タイ税務調査など
.....
バンコクオフィス 所長 弁護士 川村 励
Tsutomu Kawamura



▶ 弁護士法人ALG&Associatesのタイ法務サイト



本ニュースレターは、具体的な案件についての法的助言を行うものではなく、一般的な情報提供を目的とするものです。
本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記をお願いいたします。

弁護士法人 ALG & Associates

東京本部

〒163-1308 東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー 8F
(東京弁護士会所属)

【連絡先】 TEL.03-6258-1690 MAIL.alg-sghonbu@avance-lg.com

バンコクオフィス

246 Times Square building, 11 Floor, Room 11-04A,
Sukhumvit Rd., Klongtoey, Klongtoey, Bangkok 10110

【連絡先】 TEL.+66-2-254-5799 MAIL.info@alg-asean.com

各法律事務所

宇都宮・埼玉・千葉・横浜・名古屋・大阪・神戸・姫路・福岡・バンコク (タイ)

本ニュースレター及び弁護士法人ALGからのリーガルサービスに関する情報(セミナー情報、法律相談に関する情報等を含みます。)をご希望される方は次のメールアドレスに会社名、業種、氏名、役職、部署、電話番号及び配信希望先メールアドレスを記入したメールをお送りください。

弁護士法人ALGは、本ニュースレター配信のために取得した個人情報について、弁護士法人ALGからの各種ニュースレターの送信並びに各種リーガルサービスの紹介及び提供を行うために必要な範囲で利用させていただきます。なお、当該情報送信は、予告なく変更及び中止される場合があることをご了承ください。

■ 配信希望メールアドレス roumu@avance-lg.com